

1. 啓発活動について

障害者問題についての認識を深めるための啓発活動については、国際障害者年の趣旨の周知を図り、全国的な関心を盛り上げるため、今後可能な限り速やかに開始するとともに、地方公共団体及び民間団体等との連携を図りながら、次に掲げる事項を中心として行うものとする。

- (1) 各種の国際障害者年記念集会の開催
- (2) 国際障害者年推進本部による国際障害者年の声明の発表
- (3) 障害者の日の制定
- (4) 国際障害者年記念切手の発行
- (5) 国際身体障害者技能競技大会の開催
- (6) 国際障害者年記念全国身体障害者スポーツ大会の開催
- (7) 国際障害者年に関する各種の広報活動

2. 障害者対策について

障害者問題については、障害の種類・程度等によってニーズが広範多岐にわたるため、解決されるべき課題がなお残されている現状を踏まえ、国際障害者年を契機に関係施策を将来更に一層の有機的な連携の下に充実発展させるために、次に掲げる事項を中心として国の障害者対策を行うものとする。

なお、地方公共団体にあつては、それぞれの地域の実情に応じ、国際障害者年の目的に沿って国の対策に協力するよう要請する。

(1) 各種福祉施策

身体障害者対策

- ア 社会参加促進のための施策の拡充
- イ 総合的福祉サービス体制づくり等を目指す障害者福祉都市推進事業の拡充
- ウ 重度身体障害者の生活訓練事業・介護事業の充実強化
- エ 更生援護施設の体系的整備と質的充実
- オ 身体障害者の生きがい、健康を増進するための施策の充実
- カ 身体障害者総合福祉センターの設立
心身障害児及び精神薄弱者対策
- ア 早期発見、早期療育体制の充実
- イ 地域ケアを強化するための心身障害児(者)施設地域療育事業、精神薄弱者通所援護事業等の拡充
- ウ 心身障害児及び精神薄弱者関係施設の体系的整備と質的充実

. 3 . 2 . 国際障害者年推進本部

国際障害者年事業の推進方針

(55 . 8 . 19 .)

国際障害者年事業については、中央心身障害者対策協議会からの提言「国際障害者年事業の在り方について」の趣旨に即して、下記の施策について積極的に取り組むとともに、関係行政機関相互間の連携を一層密にし、総合的かつ効果的な推進を図るものとする。

記

- エ 療育水準向上のための施策の推進
- オ 心身障害児（者）福祉啓発事業の推進
 - 精神障害者対策
- ア 社会復帰の促進
- イ 職親制度の検討
 - 国際交流セミナー等の開催
 - 福祉機器技術の研究開発と福祉関連機器リース制度の充実強化
 - 生活安定のための諸施策の推進
- (2) 診断，治療，研究機能等の充実
- (3) リハビリテーション専門職員の養成・訓練体制の充実
- (4) 雇用対策
 - 雇用率達成指導の強化等雇用機会を確保するための対策の促進
 - 身体障害者職業訓練校等による障害者訓練の推進
 - 障害者を取りまく雇用環境の整備の推進
 - 労働災害被災者の社会復帰の促進及び援護を図るための施策の推進
 - 障害者雇用問題に関する啓発・広報の強化
- (5) 特殊教育
 - 心身障害児適正就学指導の充実
 - 教育内容・方法の改善と教職員の資質の向上
 - 学級編成及び教職員定数の改善
 - 特殊教育諸学校の施設・設備の充実
 - 就学奨励費の充実
 - 研究体制の整備
 - 障害児の理解推進校の指定等障害児の理解・認識の推進
- (6) 住宅，交通機関等の生活環境施設
 - 障害者のための鉄道，バスその他の公共交通機関利用対策の充実強化
 - 障害者の利用を考慮した道路，公共建築物等の生活環境施設の設計及び改修の推進
 - 障害者世帯向け公営住宅の建設，公営住宅における単身入居の実施及び公団住宅への優先入居の推進
 - 住宅金融公庫の割増融資等の優遇措置の推進

するものとする。

3. 国際協力について

国際障害者年が諸外国との強力かつ継続的な国際協力の必要性を強調する機会であることにかんがみ，国際連合等の国際障害者年に関する各種の事業計画に対する参加，協力等については，積極的に行うよう考慮